

潟上市介護保険施設等物価高騰対策事業（入所・通所・ 複合系）実施要綱

令和7年12月25日

告示第274号

（趣旨）

第1条 この告示は、物価高騰に伴う介護保険施設の負担軽減を図ることを目的とし、光熱水費等を補助するための潟上市介護保険施設等物価高騰対策事業（以下「事業」という。）について、潟上市補助金等交付規則（平成17年潟上市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象施設）

第2条 補助の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、申請日時点で介護保険等の指定を受けて市内において運営を継続している次の施設とする。ただし、空床利用型の短期入所生活介護事業所、医療系サービスみなし指定事業所及び各介護予防サービスは、補助対象外とする。

施設区分	サービス種別
入所系	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護老人保健施設 認知症対応型共同生活介護 短期入所生活介護
複合系	小規模多機能型居宅介護
通所系	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 通所リハビリテーション

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、次の表のとおりとし、複数のサービス種別を運営している場合は、各サービス種別の基準額を合算することができることとする。ただし、施設サービスの新規開始、休止又は廃止により、申請日の属する年度における運営期間が11箇月以下となる場合は、同表の基準額に運営月数（月の半分以上の日数を運営している月は、運営月数に含める。）を乗じて12で除した額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を基準額とする。なお、感染症患者等の発生により、施設等を臨時休業した場合等については、休止には含まないこととする。

施設区分	基準額（年度額）
入所系	申請日時点の定員1人当たり13,400円
複合系	申請日時点の複合系宿泊サービス定員1人当たり13,400円及び通いサービス定員1人当たり9,300円
通所系	申請日時点の定員1人当たり9,300円

(交付の申請等)

第4条 補助金の支給を受けようとする補助対象施設は、市長が定める期日までに、潟上市介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 施設別申請額一覧（様式第2号）

(2) 施設別個票（様式第3号）

(3) 請求書

3 第1項の規定による交付申請は、規則第11条の規定による実績報告を兼ねるものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する施設は、交付申請をすることができない。

(1) 潟上市暴力団排除条例（平成24年潟上市条例第2号）に規定する暴力団又は暴力団員が運営している施設

(2) 申請日時点で、休止又は廃止を予定している施設

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 事業に係る証拠書類等については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 補助金の交付対象となった施設が、令和8年3月31日までに廃止、休止等により施設サービスを停止した場合、その旨を市長に報告するとともに、第3条ただし書の規定に基づき基準額を算出し、過支給額を返還しなければならない（あらかじめ相当額を差し引いて交付された場合を除く。）。

(3) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(4) この補助金を光熱水費等以外に使用してはならない。

(5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

(交付の決定及び額の確定)

第6条 市長は、第4条第1項の規定による交付申請及び実績報告があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、潟上市介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）又は潟上市介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。ただし、当該申請の内容に疑義がある場合には、必要な資料の提出又は説明を求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による交付の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

3 第1項の規定による交付の決定は、規則第12条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

る。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、規則第12条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 市長は、第6条の規定により、補助金の交付の決定を受けた者が補助金の他の用途への使用をし、その他事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この告示又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第9条 補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則第15条の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 補助金の額を確定した後に、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。